

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて自由刑が拘禁刑に単一化されることに伴い、本組合の関係する条例についても所要の改正を行うものである。

2 改正する条例

- (1) 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例
- (2) 埼玉西部消防組合行政不服審査会条例
- (3) 埼玉西部消防組合個人情報情報の保護に関する法律施行条例

3 改正の概要

「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正する。

4 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、構成市においても同様の条例の改正を行う見込みである。

5 市民参加の実施の有無とその内容

なし

6 関係法令、基本計画との整合性

- (1) 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）
- (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）

7 条例制定による予算措置

なし

8 添付資料

新旧対照表